次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
二　森林法施行規則第九十一条第一項第三号の農林水産大臣が指定する教育機関	二　森林法施行規則第九十一条第一項第三号の農林水産大臣が指定する教育機関
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
ハ　東北農林専門職大学附属農林大学校（養成部林業経営学科に限り、旧山形県立農林大学校（養成部林業経営学科に限る。）を含む。）	ハ　山形県立農林大学校（養成部林業経営学科に限る。）
ニ～カ　（略）	ニ～カ　（略）

附　則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第五百十二号

森林法施行規則（昭和三十六年農林省令第五十四号）第九十一条第一項第二号及び第三号の規定に基づき、平成十七年三月十一日農林水産省告示第四百五十七号（森林法施行規則第九十一条第一項第二号及び第三号の規定に基づき、農林水産大臣が指定する教育機関を指定する件）の一部を次のように改正する。

令和七年四月一日

農林水産大臣　江藤　拓

改正後	改正前
二　森林法施行規則第九十一条第一項第三号の農林水産大臣が指定する教育機関	二　森林法施行規則第九十一条第一項第三号の農林水産大臣が指定する教育機関
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
ハ　東北農林専門職大学附属農林大学校（養成部林業経営学科に限り、旧山形県立農林大学校（養成部林業経営学科に限る。）を含む。）	ハ　山形県立農林大学校（養成部林業経営学科に限る。）
ニ～カ　（略）	ニ～カ　（略）

附　則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

○農林水産省告示第五百十三号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第七十一条の三（同令第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成十四年農林水産省告示第千五百四十号（漁業災害補償法施行規則第七十一条の三（同令第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が指定する漁業協同組合を指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年四月一日

農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
漁業災害補償法施行規則第七十一条の三（同令第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が指定する漁業協同組合は、次の表の上欄に掲げる道県につき、それぞれ同表の下欄に掲げる漁業協同組合とする。	漁業災害補償法施行規則第七十一条の三（同令第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が指定する漁業協同組合は、次の表の上欄に掲げる道県につき、それぞれ同表の下欄に掲げる漁業協同組合とする。

道県	指定する漁業協同組合
（略）	（略）
岩手県	宮古漁業協同組合、船越湾漁業協同組合、三陸やまだ漁業協同組合、新おおつち漁業協同組合、釜石東部漁業協同組合、釜石湾漁業協同組合、唐丹町漁業協同組合、越喜来漁業協同組合、大船渡市漁業協同組合、広田湾漁業協同組合
宮城県	塩釜市漁業協同組合、宮城県漁業協同組合
（略）	（略）
兵庫県	坊勢漁業協同組合、室津漁業協同組合、相生漁業協同組合、赤穂市漁業協同組合、岩見漁業協同組合
（略）	（略）
徳島県	宍喰漁業協同組合、鞆浦漁業協同組合
香川県	鴨庄漁業協同組合、池田漁業協同組合、さぬき市漁業協同組合
（略）	（略）

改正後	改正前
漁業災害補償法施行規則第七十一条の三（同令第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が指定する漁業協同組合は、次の表の上欄に掲げる道県につき、それぞれ同表の下欄に掲げる漁業協同組合とする。	漁業災害補償法施行規則第七十一条の三（同令第八十四条第二項において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が指定する漁業協同組合は、次の表の上欄に掲げる道県につき、それぞれ同表の下欄に掲げる漁業協同組合とする。

道県	指定する漁業協同組合
（略）	（略）
岩手県	宮古漁業協同組合、船越湾漁業協同組合、三陸やまだ漁業協同組合、新おおつち漁業協同組合、釜石東部漁業協同組合、釜石湾漁業協同組合、唐丹町漁業協同組合、越喜来漁業協同組合、大船渡市漁業協同組合、広田湾漁業協同組合
宮城県	宮城県漁業協同組合、塩釜市漁業協同組合
（略）	（略）
兵庫県	相生漁業協同組合、岩見漁業協同組合、室津漁業協同組合、赤穂市漁業協同組合、坊勢漁業協同組合
（略）	（略）
（新設）	（新設）
香川県	鴨庄漁業協同組合、さぬき市漁業協同組合
（略）	（略）